

広島県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和三年四月一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

指 定 施 設			変 更 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病院	医療法人財団竹 政会 セントラ ル病院	福山市住吉町7番 3号	名称	特定医療法人財団竹政 会 セントラル病院
			所在地	福山市住吉町1番26号